

修学支援新制度(高等教育の無償化)の支援対象となるかをシミュレーション するための手引きです。

1.「進学資金シミュレーター」にアクセス(PC・スマホからアクセス可能)







3. 赤枠内の「シミュレーションする」を選択



4.「奨学金選択シミュレーション」を選択



- 5.「給付・貸与シミュレーション(保護者の方向け)」を選択
 - ※「(生徒・学生の方向け)」では支援区分が分からないため、選択しないこと。



6. 希望する申込方法を選択

人 JASSO Jap	A立行政法人 日本学生支援機構 pan Student Services Organization	
♠ ホーム >	> メニュー > 奨学金シミュレーションメニュー > 給付・貸与シミュレーション(保護者の方向け)	
	給付・貸与シミュレーション(保護者の方向け) 申込方法選択	
	申込方法 シミュレーションしたい項目を選択してください。	
	20XZ 年度 予約採用の申込(20XZ年度に進学し、大学生等になる方) ◆ 20XY 年度 春の在学採用の申込(現在、大学生等の方) 20XY 年度 秋の在学採用の申込(現在、大学生等の方) 20XY 年度 適格認定	
	< 戻る 次へ >	
独立行政法人日本学生支援機構 Copyright © 2018 JASSO. All rights reserved.		

7. 申請する学生の生年月日を入力



8. 世帯の収入や家族構成など家計状況について入力(生計維持者に確認の上入力すること。)

【家計】 申込者の生計を維持している人について回答してくださ	【世帯】 申込者の世帯について回答してください。
ίι°	 ●申込者の世帯に属していて、申込者の生計を維持している人(1人目) が扶養している親族のうち、以下に該当する人数を入力してください。
 申込者の生計を維持している人の状況は次のうちどれですか。 → 共働き → お留き → → →	※申込者自身が生計を維持しているのでない限り、申込者も含めてください。 例:申込者の世帯が、生計を維持している人(1人目)、生計を維持している人(2人 目)、申込者の働いている兄(23歳)、申込者本人(17歳)、申込者の弟(15 歳)で、申込者とその弟が生計を維持する人(一人目)に扶養されている場合、 「16歳未満の扶養親族の人数」と「16~18歳の扶養親族の人数」にそれぞれ「1」 たるの法人の人数」と「16~18歳の扶養親族の人数」にそれぞれ「1」
● 申込者の世帯は、生活保護を受けていますか。 受けていない ○ 受けている	を入力します。その他は0となります。 16歳未満の扶養親族の人数
 申込者の生計を維持している人(1人目)の情報を入力してください。 1人目の年齢は、 50歳 1人目の給与収入は、 500.0 万円 公的老齢年金の収入は、 0.0 万円 給与・年金以外の所得は、 	16~18歳の扶養親族の人数 1人 19~22歳の扶養親族の人数 2人 23歳~69歳の扶養親族の人数 0人 70歳以上で同居している扶養親族の人数 0人 70歳以上で上記以外の扶養親族の人数
 ● 申込者の生計を維持している人(1人目)は障がい者(※)ですか。 ※ 所得税・住民税における障害者控除の対象となっている場合を指します。詳細な条件 	0人 扶養している親族の中に障がい者が含まれる場合は、以下も入力してください。
は下記をご参照ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1160.htm(国税庁 HP) ✔ 堕がい者でない ○ 障がい者である	 L記及び扶養している配偶者のうち一般の障かい者の人数 人 上記及び扶養している配偶者のうち同居していない特別の障がい者の人数 人
	上記及び扶養している配偶者のうち同居している特別の障がい者の人数 0人
 中込者の生計を維持している人(1人目)の住民税の控除対象となる任芸保険科等を 入力しますか。 ✓ 収入等から算出する(自動で仮計算した金額が控除されます) 自分で入力する 	 ●申込者の世帯に周していて、申込者の生計を維持している人(2人目)が扶養してい る親族のうち、以下に該当する人数を入力してください。 ※1人目が扶養している親族(1人目の欄で入力した分)は入力しません。 16歳未満の者の扶養親族の人数
 申込者の生計を維持している人(2人目)の情報を入力してください。 2人目の年齢は、 49歳 2人目の給与収入は、 120.0万円 公的老齢年金の収入は、 0.0万円 給与・年金以外の所得は、 	 ○ 人 16~18歳の者の扶養親族の人数 ○ 人 19~22歳の者の扶養親族の人数 ○ 人 23歳~69歳の者の扶養親族の人数 ○ 人 70歳以上で同居している扶養親族(同居尊周)の人数
0.0 万円	 〇人 70歳以上で上記以外の扶養親族人数 〇人
 ・中込者の生計を維持している人(2人日)は厚がい者ですが。 ・ 障がい者でない ・ 障がい者である ・ 所得税法に定める特別の障がい者である ・ 申込者の生計を維持している人(2人目)の住民税の控除対象となる社会保険料等を 入力しますか。 ・ 四3 なからたいます。(ロサマ にちに、よくなどはやったます) ・ 四3 なからたいます。(ロサマ にちに、よくなどはやかったます) ・ □ ・ □ ・ □	扶養している親族の中に厚がい者が含まれる場合は、以下も入力してください。 上記及び扶養している配偶者のうち一般の障がい者の人数 □ 人 上記及び扶養している配偶者のうち同居していない特別の障がい者の人数
 ● 4Xへ毎から昇出9る(日刻で10057月した金額が192味されま9) ● 自分で入力する 	上ごへ 上記及び扶養している配偶者のうち同居している特別の障がい者の人数 ○ 人

9. 進学希望先は「国立」、「大学」、「昼間課程」を選択(通学形態は当てはまるものを選択)



10. 結果を確認

【第丨区分】

給付奨学金第I区分(満額の支援)		
申込者の生計を維持している人の収入等に応じて、給付奨学金は以下のように該当します。申込 者と生計を維持している人とで、 進学資金について相談してみましょう。		
給付月額	66,700円	
参考:支給額算定基準額(1人目)	0円	
参考:支給額算定基準額(2人目)	0円	
給付奨学金に加えて第一種(無利子)奨学金の貸与を希望する場合、第一種(無利子) 奨学金の貸与額は月額最大0円に調整されます(併給調整といいます)。 進学先への申込により、 授業料等減免の支援対象となります。 ※ 支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定する ための額です。		

【第Ⅱ区分】

給付・貸与シミュレーション(保護者の方向	け) 結果表示		
給付奨学金 第Ⅱ区分(満額2/3の支援)			
申込者の生計を維持している人の収入等に応じて、給付奨学金は以下のように該当します。申込 者と生計を維持している人とで、 進学資金について相談してみましょう。			
給付月額	44,500円		
参考:支給額算定基準額(1人目)	0円		
参考:支給額算定基準額(2人目)	16,200円		
給付奨学金に加えて第一種(無利子)奨学金の貸与を希望する場合、第一種(無利子) 奨学金の貸与額は月額最大0円に調整されます(併給調整といいます)。 進学先への申込により、 授業料等減免の支援対象となります。 ※ 支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定する ための額です。			



給付・貸与シミュレーション(保護者の方向	け) 結果表示		
給付奨学金 第Ⅲ区分(満額1/3の支援)			
申込者の生計を維持している人の収入等に応じて、給付奨学金は以下のように該当します。申込 者と生計を維持している人とで、 進学資金について相談してみましょう。			
給付月額	22,300円		
参考:支給額算定基準額(1人目)	35,400円		
参考:支給額算定基準額(2人目)	1,200円		
給付奨学金に加えて第一種(無利子)奨学金の貸与を希望する場合、第一種(無利子) 奨学金の貸与額は月額最大13,800円に調整されます(併給調整といいます)。 進学先への申込により、 授業料等減免の支援対象となります。 ※ 支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定する ための額です。			

【第Ⅳ区分】

<u>多子世帯(生計維持者が「子ども」を3人以上扶養している世帯)のみ、第IV区分の支援</u> <u>を受けることができます</u>。

給付・貸与シミュレーション(保護者の方向]け) 結果表示			
給付 対象外 または 第Ⅳ区分(満額の1/4の)支援)			
生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対	掾となりません。			
ただし、生計を維持している人が子どもを3人以上扶養している(多子世帯)か、あなたの進学 先が理工農系の学科である場合は、第Ⅳ区分の支援を受けることができます。申込者と生計を維 持している人とで、進学資金について相談してみましょう。				
給付月額(多子世帯の場合)	16,700円			
給付月額(理工農系の場合)※	0円			
参考:支給額算定基準額(1人目)	53,400円			
参考:支給額算定基準額(2人目)	33,900円			
給付奨学金に加えて第一種(無利子)奨学金の貸与を希望する場合、第一種(無利子) 奨学金の貸与額は月額最大23,100円(多子世帯)又は44,500円(理工農系)に調整されま す(併給調整といいます)。 進学先への申込により、授業料等減免の支援対象となります。 ※理工農系の場合、授業料等減免の支援対象となりますが、給付奨学金は受けられません。				

【基準非該当】

※あくまでシミュレーションであるため、必ず支援対象外となるわけではありません。

給付・貸与シミュレーション(保護者の方	向け) 結果表示			
生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対象となりません。				
参考:支給額算定基準額(1人目)	107,100円			
参考:支給額算定基準額(2人目)	50,400円			
 ※ 給付奨学金の対象となるのは、支給額算定基準額の合計が51,300円未満となる世帯です。 ※ 支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定する ための額です。 				